

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

奈良県公安委員会規則第3号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2自動車専用道路の表一般国道24号の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 奈良県橿原市新堂町39番1先から奈良県御所市大字條90番11先まで

別表第2の3一般国道の表一般国道24号の項第2号中「奈良県磯城郡田原本町十六面字平塚171番1先」を「奈良県磯城郡川西町大字結崎636番8先」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。